

日韓遺跡整備の現状

－特に建物復元と施設配置について－

粟野 隆

- I はじめに
- II 日韓の遺跡整備の歴史
- III 遺跡整備における建物復元の枠組み
- IV 史跡指定地と施設配置
- V おわりに

要 旨 日本の遺跡整備は、昭和40年代以降、埋蔵文化財保護行政の進展とともに環境整備という概念が導入され、遺構の平面表示、露出展示、建物復元など、多様な遺跡展示手法のもとに整備事業がすすめられていった。こうした遺跡は、来訪者への憩いの場を提供しつつも、歴史的遺産の教育・学習、遺産保護に対する普及・啓発機能を具備した遺跡博物館（サイトミュージアム）という考え方で計画されることが多い。ただし日本の遺跡整備の現状は、建物復元の在り方や遺跡の活用方法、管理・便益施設の設置方法などの諸点については基本的な方針が共有されておらず、一定程度の規範となる考え方は整理しておくことが望まれる。以上の日本の文化財保護行政の抱える諸問題を検討していくため、本稿では韓国の遺跡整備の現状、特に建物復元の在り方と各種施設の設置がいかなる考え方によっておこなわれているのかを把握し、日本と韓国との状況を比較するものとした。調査は主に、日本および韓国の文化財関係部局へのインタビューによった。

キーワード 史跡 遺跡整備 建物復元 施設整備 保護区域

I はじめに

日本の文化財保護行政では、史跡は現状にできるだけ手を加えず、そのままの状態を維持していこうとする「現状凍結保存」が昭和30年代までの一般的な考え方であった。これは世界的にみて普遍的な遺跡保存の考え方であるが、日本の遺跡は西洋で一般的な石造の建造物等を主体とした遺跡とは異なり、木造文化により構成された建造物等がほとんどである。そのため、地上部には遺構が残っていない場合が多く、柱の穴や溝などといった地表面下の遺構となる場合が多い。したがって一般の来訪者にとってみれば、現状凍結保存として保護された史跡の姿は郷愁の対象になったとしても、具体的にいかなる空間・風景が存在していたかは想像しがたいものであり、遺跡の本来的な姿・状況を理解するには困難な状況であった。ただし昭和40年代以降、埋蔵文化財保護行政の進展とともに、上記の経緯も加わって、環境整備という考え方が史跡の保護行政に導入され始めた。これは発掘調査で検出された地下遺構を、その地上部に造園の手法によってあらわす平面表示と称される遺構の象徴的表現や、史跡指定地内での散策・休養といったレクリエーション機能も担う緑地整備をはじめとしたものである。その後、実物大模型展示に位置づけられる復元建物の建設・設置に至るまで、多様な整備メニューのもとに史跡整備事業が実施されていた。こうした日本の史跡整備は、利用者の憩いの場の提供を企図しつつも、教育・学習や普及・啓発機能を具備した遺跡博物館（サイトミュージアム）という考え方で計画されることが多い。

以上は文化庁や地方自治体の教育委員会の主導による史跡整備の特徴であるが、国土交通省をはじめ各地の公園部局主導により、都市公園として整備がなされた史跡も多数存在する。敷地内に史跡を含む公園は、日本の都市公園の分類では特殊公園のうちの歴史公園に該当する。歴史公園とは、歴史的・学術的な史跡を保存し、その一帯をレクリエーション利用に供することを目的としたものであり、史跡の立地状況に応じて公園の位置・規模などを定めるが、原則的には史跡の3倍以上の園地を設けることが規定されている。

ただし文化財部局や公園部局により整備された史跡は、建物復元のあり方や遺跡の活用方法、管理・便益施設の設置方法などの諸点については、基本的な考え方が共有されておらず（各史跡の個別の問題として考慮すべきことはもちろんであるが）、一定程度の規範となる考え方や方針は整理しておくことが必要かと思われる。

いっぽう韓国では、文化財庁や国立文化財研究所により、古代寺院や宮殿・官衙などの整備がおこなわれている。特に近年では、「ソウル歴史的都市造成計画」（文化財庁、2006年発表）にもとづく、景福宮の大規模復元事業が注目を集めている¹。ただし韓国では、明確な概念にもとづいた整備がおこなわれていないという指摘も存在し、本来の遺跡の性格

があいまいになり、文化遺産の保護という観点から遺跡の整備を再検討することが必要とされている²。

以上から本稿では、まずは日韓両国の遺跡整備を比較してその現状整理をおこない、今後の日本と韓国の遺跡整備の方向性を検討するための基礎資料をまとめることを目的とした。なお、研究方法については、かつて筆者がおこなった日本の文化財部局および公園部局へのインタビューの再検討、そして今回の日韓共同研究事業で実施した韓国の文化財庁、国立文化財研究所へのインタビューによるものとし、また日韓両国の各種遺跡の現地調査によるものとした。

II 日韓の遺跡整備の歴史

II-1. 日本の遺跡整備

日本の遺跡整備の歴史は、史跡等整備の在り方に関する調査研究会編集による『史跡等整備のてびき』（2004）³で体系的に整理され、具体的に事例についても詳述されている。以下の記述も、特段の注記のない限り、上記文献の記述内容にもとづいたものである。

遺跡整備の黎明 まず、日本における今日の史跡的な性格を具備した歴史的空間の保護と整備は江戸時代からおこなわれていたようであり、その起源は元禄5年（1692）に栃木県那須郡に所在する上侍塚古墳および下侍塚古墳の発掘調査と保存整備がおこなわれたこととされる⁴。これは水戸藩主の徳川光圀の命により、大金重貞が両古墳の発掘調査をおこなったものであり、出土遺物は図化されたのちに再び石室に戻され、墳丘の整備として、アカマツの植栽が施された。

明治時代以降では、わが国最初の公園制度である明治6年（1873）の太政官布達第16号が史跡的空間の保存整備の制度的役割を担っていたことが結果的に指摘できる。本通達は太政官から府県に対して、群衆遊観の場所で、高外除地、すなわち社寺の境内地あるいは地域の公共的用途に供されている土地など所有権が存在せず、免税（無税）になっている土地を公園として定めるので調査を実施する旨の下達であり、これによって大名の城跡や別邸跡の公園化による修景整備がなされたからである⁵。

大正8年（1919）に制定された史蹟名勝天然紀念物保存法では、若干ながら整備についての考え方が示されている。具体的には第5条のなかで、指定した史蹟名勝天然紀念物を保存するために管理が必要であることを述べ、管理に関する必要な施設の設置を命ずることができることとされている。この規定によって実際の史蹟名勝天然紀念物の保存事業では、指定物件を周知するための標識や説明板、あるいは指定地内での注意事項を記した注意札、境界を明示するための境界標、管理を確実にする囲柵など「保存・管理のための施設」の設置が実施されることとなった。ただし史蹟名勝天然紀念物保存法によるこういった行為

は、今日的な意味での「整備」ではなく、現状凍結保存を前提とする「保存・管理」としての意味合いが強いものであった。しかし、大正11年（1922）に史蹟に指定された平城宮跡（奈良県奈良市）は、近代において国庫補助による整備が実施された顕著な事例といえることができる。そもそも本遺跡は棚田嘉十郎を中心とした「奈良大極殿址保存会」によって、第二次大極殿・東区朝堂院・朝集殿院の外周に石積みの堀と道路をめぐらせるという、遺跡の顕彰という観点からの整備をおこなっていたが、史蹟指定によって内務省は「史蹟名勝天然記念物保存費」を奈良県に交付し、県は大正13～14年（1924-1925）にかけて「平城宮大極殿及朝堂付近保存工事」を実施した。本整備の基本方針は、当地が平城宮であることを明示し、指定区域の顕在化を図ろうとするものであった。具体的な整備として、「史蹟平城宮址」（朝集殿院前面）、「大極殿址」（大極殿前面）と刻んだ巨大石碑の建立、指定範囲を示した説明板の設置、指定地四隅および四辺諸処への境界石埋設、指定地境界への200m間隔でのイチヨウの植栽、一条通りから大極殿および朝堂院各堂跡に通ずる道路新設、遺存土壇裾部への「地形現状標石」と刻した石柱の埋設などがなされた。

発掘調査成果にもとづいた遺跡整備 昭和10年代末から昭和20年代に至ると、発掘調査で明らかとなった遺跡を整備して一般に公開するといった考え方が芽生えたことを、高瀬要一⁶が指摘している。具体的には、登呂遺跡（静岡県静岡市）と尖石・与助尾根遺跡（長野県茅野市）である。登呂遺跡は昭和22年（1947）から本格的な発掘調査が実施されたが、昭和27年（1952）までに、住居や土堤の遺構がその形状に沿って薄く覆土された状態での展示、弥生時代の植生を考慮した植栽の実施、堅穴住居・高床倉庫といった建物の原寸大模型の展示がおこなわれている。尖石・与助尾根遺跡では、昭和29年（1954）までに堅穴住居の実物大推定模型が数棟設置されている。

このような戦後の発掘調査にもとづいた遺跡整備と時期を相前後して、日本では文化財保護法が昭和25年（1950）に制定された。本法は、史蹟名勝天然記念物保存法、国宝保存法（旧古社寺保存法）、重要美術品等の保存に関する法律を一本化したものである。史蹟名勝天然記念物保存法と文化財保護法との明確な違いは、第1条で文化財を保存するだけ



第1図 近代の平城宮跡の整備状況



第2図 史蹟指定の説明板

ではなく、「活用を図」ということが明記された点と、史跡等の保存のために「管理」とともに「復旧」が必要であることを定めた点にある（第71条第2項、現行法上では第113条）。後述する昭和40年代からの環境整備の導入以降、日本各地でおこなわれている遺跡整備については、本法の条文には明確な規定はないものの、上記の「復旧」の拡大解釈によりおこなわれていると見るのが通例である。

遺跡整備の展開 昭和30年代になると、日本では高度経済成長にともなって鉄道・道路・市街地開発など、マシンスケールでの国土開発がすすめられていくこととなった。このことによって遺跡の発掘調査件数も増加の一途をたどるとともに、埋蔵文化財の破壊が深刻な状況を呈していった。このような状況を受けて、文化庁では救済策として史跡指定とともに自治体による土地の買い上げを推進し、行政的措置による史跡の保存に踏み切ったのである。公有化によって保存が担保されたものについては、整備を図って公開していこうとする「環境整備」という考え方が昭和40年（1965）に導入された。この環境整備は百済寺跡（大阪府枚方市）、五色塚古墳（兵庫県神戸市）、太宰府跡（福岡県太宰府市）、一乗谷朝倉氏遺跡（福井県福井市）などの遺跡で次々とすすめられていった。

また昭和41年（1966）には風土記の丘整備事業が開始された。本事業は資料館建設を核として、広範囲に点在する古墳群などの遺跡を保存するために、土地の買い上げから環境整備までを含む面的な保存整備事業であり、西都原古墳群（宮崎県西都市）や埼玉古墳群（埼玉県行田市）など、これまで日本各地の13か所で実施されている。

建物復元をメニューとした遺跡整備へ 日本では平成に入り、遺跡の総合的な復元整備を目的とする事業が国庫補助事業に加えられていった。それらの国庫補助事業のうち、時期的に一番早いのは平成元年度にスタートした史跡等活用特別事業（ふるさと歴史の広場事業）である。本事業は従来の遺構の保存・環境整備や遺構露出展示施設の設置に加え、地形模型・遺構模型の設置、ガイダンス施設の設置、歴史的建造物の復元という3つの新機軸を加えたものである。また平成4年（1992）からは歴史的建造物の実物大復元施設の設置



第3図 日本の遺跡整備事例1
太宰府跡・福岡県太宰府市



第4図 日本の遺跡整備事例2
三内丸山遺跡・青森県青森市

と管理運営施設の設置を主要メニューとした地域中核史跡等整備特別事業が実施され、秋田城跡（秋田県秋田市）の東門、赤穂城跡（兵庫県赤穂市）の本丸門などが復元されている。平成7年（1995）からは復元施設や屋内展示施設の建設を含めた補助事業として大規模遺跡等総合整備事業がはじまり、池上曾根遺跡（大阪府和泉市・泉大津市）、平塚川添遺跡（福岡県朝倉市）などで採択、整備事業が実施されている。以上のように、日本では平成に入って建物の実物大復元事業が各地でおこなわれるようになったが、このような流れを汲むもっとも大規模な復元事業としての到達点は、平成22年（2010）に完成した平城宮跡第一次大極殿ということができよう。

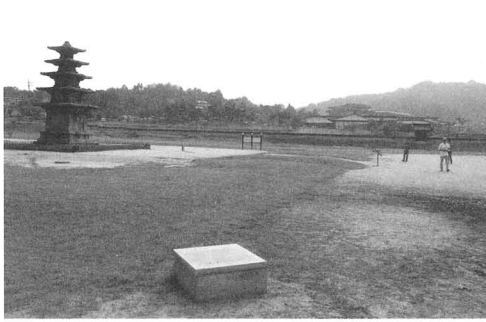
II-2. 韓国の遺跡整備

韓国の遺跡整備は、その概要が金哲主・卓京柏の先行研究²によって整理されている。また、法令の分析を軸とした韓国における文化財保護システムの歴史的検討については、大橋敏博の詳細な考察がある⁷。ここでは、上記研究の成果をふまえつつ、筆者が実施した韓国文化財庁へのヒアリングによる知見を加えながら、韓国の遺跡整備の歴史をたどる。

朝鮮宝物古蹟名勝天然記念物保存令 韓国では、1907年の朝鮮総督府による崇禮門（ソウル）の修理工事以降、普通門（平壤）、石窟庵、仏国寺（慶州）など一部の遺跡が修理という名目で整備されたことを端緒としている。そして1933年には、「朝鮮宝物古蹟名勝天然記念物保存令」（制令第6号）が総督府制令の形式によって定められている。ここでは、「貝塚古墳寺址城址窯址其ノ他ノ遺蹟、景勝ノ地又ハ動物植物地質鉱物其ノ他學術研究ノ資料ト為ルベキ物ニシテ保存ノ必要アリト認ムルモノハ朝鮮総督之ヲ古蹟、名勝又ハ天然記念物トシテ指定スルコトヲ得」（第1条）と記されており、日本の史蹟名勝天然記念物保存法を範としたものであったことが分かる。

本法令でも、日本の史蹟名勝天然記念物保存法と同様、条文に示されている「整備」の考え方は「保存・管理」の考え方を基調としている。具体的には、「朝鮮総督ハ宝物、古蹟、名勝又ハ天然記念物ノ保存ニ関シ必要アリト認ムルトキハ一定ノ行為ヲ禁止若ハ制限シ又ハ必要ナル施設ヲ命ズルコトヲ得」（第6条、下線部筆者）という個所である。「必要ナル施設」の詳細は不明であるが、おそらく史蹟名勝天然記念物保存法のように標識、説明板、囲柵であったことが考えられ、「施設ニ要スル費用ニ対シテハ国庫ヨリ予算ノ範圍内ニ於テ其ノ一部ヲ補助スルコトヲ得」とあるように、国庫補助の考え方も盛り込まれていた。

発掘調査から整備への展開 韓国では1962年に文化財保護法が制定された。この法律は、大橋が指摘するように、指定、管理、保護、公開、調査など文化財保護の体系が日本と酷似しているとともに、第1条の目的規定においても、「本法は、文化財を保存し、活用することにより国民の文化的向上を図り、同時に人類文化の発展に寄与することを目的とす



第5図 韓国の遺跡整備事例1
定林寺址・扶余



第6図 韓国の遺跡整備事例2
皇龍寺址・慶州

る」とあり、日本の文化財保護法に範をとったものであった。また、日本の文化財保護法によって指定された史跡の保護の考え方が「現状凍結保存」を基本としていたことと同じように、韓国の史跡についても「原形保存」を基調とするものであった。

ただし1969年の仏国寺の整備事業を契機として、発掘調査から整備までの一貫した事業が、1972年に策定された総合開発計画において実施され、1980年代には、より実体的な遺跡の表現方法として建物復元を組み込んだ事例が登場した。その早い事例は昌慶宮（ソウル）であろう。本宮殿では1983年から1986年にかけて事業が実施されているが、文政殿、春塘池といった建造物や苑池の復元がおこなわれている。この昌慶宮の復元事業を契機として、ソウルに現存する景福宮、昌徳宮、徳寿宮といった宮殿については、復元を含めた整備を基本とする考え方が確立され、現在に至っている。

また1990年代以降は、弥勒寺址東塔（益山）の復元（1993年）などの遺跡復元事例の実績や、地方自治制の導入（1995年）による文化遺産に対する観光資源化事業の活発化によって、皇龍寺木塔、月精橋（慶州）、定林寺址（扶余）などの復元事業がおこなわれているところである。

Ⅲ 遺跡整備における建物復元の枠組み

Ⅲ-1. 復元建物の取り扱い

日本の建物復元の基準 日本の遺跡整備における建物復元は、遺跡の「本質的価値の保存」のみならず、「本質的価値の顕在化」をも企図して、発掘調査成果および史資料の分析にもとづいて実施されてきた³。文化庁では、建物遺構等を地上部に復元する行為を、「復元展示」と呼んでいる。復元展示の基本的な考え方としては、復元しようとする建物等がその根拠となる物証や精緻な調査研究によって精度の高さを保たれていることを根底に置くものである。こういった復元建物の取り扱いについては、日本では平成3年（1991）2月に文化審議会文化財分科会第三専門調査会の関係部会での審議に資することを目的とした「史跡等に

おける歴史的建造物等の復元の取扱いに関する専門委員会」が設置された。本専門委員会では、日本各地の史跡等で実施される建物復元について、現状変更等の許可申請がおこなわれる前に、個々の建物復元の内容が妥当かどうかといった点について審査がなされているのである。

上記の専門委員会による審議をへて、文化庁では「史跡等における歴史的建造物等の復元の取扱い基準」（1991）という建物復元にあたってのガイドラインを定めた（第1表）。これによって、史跡における建物復元の審査を客観的におこなうこととなっている。上記の取扱い基準には、復元を「史跡等の構成要素である建造物その他の工作物のうち、現存していないものを、当時の規模・構造・形式で、現位置に再現しようとする行為である」と定義されている。

審査指針としては、「基本事項」として7項目、「技術的事項」として3項目、「その他」のものに4項目が定められている。「基本事項」では、①史跡の正しい理解にとって支障となるものではないこと、②遺跡を損傷することとならないものであること、③史跡にとって建物復元が最も適した方法であること、④当該建物を復元することが史跡を理解するうえで最も適切であると認められること、⑤復元建物が史跡の歴史的・自然的な風致・景観と整合するものであること、⑥建物復元が史跡の全体的な保存・整備の在り方と整合するものであること、⑦史跡の保存・管理・活用に関する総合的計画が策定され、復元建物の保存・管理方針が整っていること、が定められている。

「技術的事項」としては、①位置・規模・構造・形式などについて根拠となるべき十分な資料があること、②復元設計が類例調査にももとづいた高い蓋然性を有するものであること、③復元に用いる材料・工法が同時代のものを踏襲し、史跡の所在する地方の特性なども反映したものであること、というものである。「その他」は建物復元を許容するための確認事項という位置づけで定められたものであり、①復元建物の構造および設置後の管理の観点からの安全性の確保、②復元完了後の史跡の管理についての十分な行財政上の



第7図 日本の建物復元事例1
首里城跡・沖縄県那覇市



第8図 日本の建物復元事例2
吉野ヶ里遺跡・佐賀県神埼町他

第1表 史跡等における歴史的建造物等の復元の取扱い基準

復元の意義

ここにいう歴史的建造物等の復元とは、史跡等の構成要素である建造物その他の工作物のうち、現存していないものを、当時の規模・構造・形式で、原位置に再現しようとする行為である。史跡等の構成要素でない建造物、客観的な根拠によって存在を証明することができない建造物等を新たに設けようとする行為は、この基準における復元には該当しない。

審査指針

歴史的建造物等の復元を許容するか否かは、具体的な復元の計画について、次の各項目に関して、総合的に判断し、決定するものとする。

●基本的事項

- ① 歴史的建造物等の復元が、当該史跡等の正しい理解にとって支障となるものではないこと。例えば、存在・形態等に関する根拠が薄弱なもの、当該史跡等の有する歴史的意義との係わりが薄いもの等の復元は許容しない。
- ② 歴史的建造物等の復元及びその工事によって、保存すべき遺跡等を損傷することとならないものであること。
- ③ 当該史跡等の活用にとって、歴史的建造物等の復元が最も適した方法であると考えられること。例えば遺構の保存状況が極めて良好であり、その遺構自体を公開することが、国民による当該史跡等の理解・活用にとって最も適切であると認められる場合は、その遺構に係わる歴史的建造物等の復元は許容しない。
- ④ 当該史跡等が現在までの時代的変遷のなかで有している全ての歴史的意義等に鑑み、その建造物等を復元することが、その史跡等を理解する上で最も適切なものと認められるものであること。例えば、当該建造物等が存在しなくなった過程に格別の歴史的意義が認められる場合は、その復元は許容しない。
- ⑤ 歴史的建造物等の復元が、当該史跡等の歴史的・自然的な風致・景観と総体として総合するものであること。
- ⑥ 歴史的建造物等の復元が、当該史跡等の全体的な保存・整備の在り方と整合するものであること。
- ⑦ 保存管理計画、整備計画等当該史跡等の保存・管理・活用に関する総合的計画が策定されており、歴史的建造物等の復元に関する上記各事項についての方針及び復元後の建造物等の保存・管理方針が整っていること。

●技術的事項

- ① 復元しようとする歴史的建造物等について、その位置・規模・構造・形式等につき、次のア及びイによる十分な根拠があること。
 - ア. 次のいずれかの資料等
 - [中世以前の建造物等の場合]

a. 復元の対象とする歴史的建造物等が別位置に移築され現存している場合における、当該建造物等の調査資料。

b. 歴史的建造物が失われる前の調査・修理に係る報告書・資料等。

c. 復元しようとする歴史的建造物等又はこれと同時期・同種の建造物等の指図・絵画・写真・模型・記録等の史料。

d. 現存する同時期・同種の建造物等。

[近世・近代の建造物等の場合]

a. 復元の対象とする歴史的建造物等が別位置に移築され現存している場合における、当該建造物等の調査資料。

b. 歴史的建造物が失われる前の調査・修理に係る報告書・資料等。

c. 復元しようとする歴史的建造物等又はこれと同時期・同種の建造物等の指図・絵画・写真・模型・記録等の史料で精度が高く、良質のもの。

イ. 発掘調査結果（明確な遺構が確認され、出土した建築部材等により当該建造物等の位置・規模・構造等に関する知見が広く学界において承認されている場合に限る。）その他の復元の現地を確定するのに必要な資料等。

- ② 復元の設計は、上記①の根拠や同時期・同種の建造物等の遺構又は建築部材その他の遺構に基づいて、規模（桁行・梁間等）・構造（基礎・屋根形式等）・形式等について極めて高い蓋然性を持つものであること。

- ③ 復元して用いる材料・工法は、原則として、同時代のものを踏襲しかつ、当該史跡等の所在する地方の特性等を反映しているものであること。

その他

歴史的建造物等の復元を許容する場合にあっては、次の事項を確認するものとする。

- ① 復元する歴史的建造物等については、その構造及び設置後の管理の観点からの安全性が確保されていること。
- ② 復元完了後の史跡等の管理について、十分な行財政上の措置が確保されていること。
- ③ 復元された歴史的建造物等を施設として活用する場合にあっては、その活用内容は当該史跡等の保存・活用と係わりがあり、かつ、当該史跡等にふさわしいものであること。
- ④ 復元のための調査の内容、復元の根拠、復元の内容に複数の案があった場合における他の案の内容・複数案の取捨選択の検討内容、復元の工事内容等を記録にとどめるとともに、それらの概要を復元建造物等の所在場所に掲出する等の措置を取り、史跡等の正しい理解に支障が生じないようにすること。

措置の確保、③史跡の性格にふさわしい復元建物の活用、④復元検討や復元過程の記録作成、という4項目が掲げられている。

韓国の建物復元の基準 いっぽう、韓国の史跡における建物復元については、日本における「史跡等における歴史的建造物等の復元の取扱い基準」というような明文化されたガイドラインは存在していない。しかし韓国の文化財保護法第3条の規定にもとづいて1970年に文化財委員会が設置され、韓国各地の史跡の復元事業において文化財委員会第3分科委員会が、復元事業における基本計画、基本・実施設計、施工など各段階で建物復元の在り方や方法等について指導・助言をおこなっている。

また、特に韓国では、文化財保護法施行規則第11条に、文化財修理業者が保有しなければならない修理技術者および修理技能者の登録を定めており、各地の史跡における建物復元においても、文化財保護法施行規則に則って登録された技術者が設計と施工に関与している。まず文化財修理技術者は建造物や記念物など全部で12号の項目にわたるが、これらのうち史跡での建物復元にかかわるものとして、文化財修理技術者には補修技術者（建造物修理）、丹青技術者（建造物の丹青や壁画などの修理）、実測・設計技術者（文化財の修理のための実測調査）などが存在する。文化財修理技能者には韓国式木工、韓国式石工、画工、屋根と瓦の技能工、金物工など合計18項目が定められている。以上のように、韓国の建物復元においては、明確な復元の精度を規定する基準は明確には存在しないものの、文化財建造物の修理と同様の技術を生かすという観点から、文化財修理技術者と文化財修理技能者が建物復元に携わっており、復元の精度を担保しているということがいえるのであろう。

Ⅲ-2. 復元建物の法的な位置づけ

日本および韓国でも、復元建物については、日本では「建築基準法」、韓国では「建築法」での位置づけが重要となってくる。それは復元建物の活用の在り方、すなわち建物内部に不特定多数の人間を滞留させることができるかどうかという点と、密接に関係しているからである。



第9図 韓国の建物復元事例（景福宮交泰殿）



第10図 復元工事中の南漢山城（ソウル）の状況

まず日本国内では、平城宮朱雀門、志波城跡外郭南門（岩手県盛岡市）、鬼ノ城跡西門（岡山県総社市）など、宮殿・官衙や城柵などの遺跡で復元事例が多いものに門があるが、筆者がこれまで関係部局へのヒアリング調査や文献調査で把握した限りでは、すべて建築基準法上は「屋外工作物」あるいは「展示物」と規定されており、建築基準法上における建築物とはなっていない。これは不特定多数の遺跡の来訪者が、基本的には門という施設は通過するという利用を想定したものであることによる。ただし、門とは異なるある程度の規模を持つ建物遺構を復元する場合、建築基準法における建築

物と規定すると、消防法との関係から、建物内部には不燃材あるいはこれに準じる建築材料を用いることや排煙設備などを設けることなど、内装制限に関する規制が生じる。この内装制限によって、さまざまな現代的な設備・機器類を建物内部に付加することとなり、「史跡等における歴史的建造物等の復元の取扱い基準」に定められた「技術的事項の③」と齟齬が生じてくる可能性が発生する。したがって、一乗谷朝倉氏遺跡の復元町並みのように、建築基準法上では屋外工作物として内部には実物大の人形を配して建物外部から往時の利用状況を見学させる手法が採られている事例も存在する。ただし建築基準法第3条には、文化財保護法により指定された国宝、重要文化財以外であっても、現状変更の規制および保存のための措置等が講じられている土地での旧来の姿を復元する建物であり、特定行政庁の建築審査会での審査に通過すれば、同法の適用を除外する特例的な制度が規定されている。この適用除外の規定で復元されたものには、熊本城跡（熊本県熊本市）の数奇屋丸二階大広間、未申櫓、戌亥矢倉などを挙げることができる。なお、復元建物の内部空間を博物館的に利用する場合には、建築基準法の適用除外を講じることは困難な趨勢にあるが、復元建物に博物館機能を具備しつつも、復元忠実度の段階設定と博物館としての展示公開機能とのレベル設定をおこない、根拠となる資料の分析と客観的な考証にもとづいた復元によって、建築基準法適用除外となった佐賀城本丸御殿（佐賀県佐賀市）は稀有な事例ということができる。

韓国でも同様に、建築法第3条に「適用除外」に関する規定が存在する。ここでは、文

第2表 建築基準法第3条（抜粋）

第3条【適用の除外】

この法律並びにこれに基づく命令及び条例の規定は、次の各号のいずれかに該当する建築物については、適用しない。

一 文化財保護法（昭和25年法律第214号）の規定によって国宝、重要文化財、重要有形民俗文化財、特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物として指定され、又は仮指定された建築物

二 旧重要美術品等の保存に関する法律（昭和8年法律第43号）の規定によって重要美術品等として認定された建築物

三 文化財保護法第182条第2項の条例その他の条例の定めるところにより現状変更の規制及び保存のための措置が講じられている建築物（次号において「保存建築物」という。）であつて、特定行政庁が建築審査会の同意を得て指定したもの

四 第一号若しくは第二号に掲げる建築物又は保存建築物であつたものの原形を再現する建築物で、特定行政庁が建築審査会の同意を得てその原形の再現がやむを得ないと認めたもの

化財保護法による指定・仮指定文化財としての建造物、伝統建造物保存法による伝統建造物は適用除外とされることが明記されている。さらに韓国の文化財庁へのヒアリング調査から、法律の条文には明記されていないが、復元建物についても建築法の適用除外が認められているということが分かった。したがって韓国では復元建物は建築法における建築物ではないため、消防法の各種規制も発生しないのである。ただし、韓国の国宝第1号である南大門（ソウル）の火災（2008年）を端緒として、火災予防の措置が復元建物についても重点的におこなわれる傾向が強くなり、復元建物等を利用した行催事には、消防車が待機のうえ実施したこともあったようである。なお、博物館施設として復元した建物については、建築法による建築物と規定され、消防法による内装制限も発生する。

IV 史跡指定地と施設配置

IV-1. 日本の現状

史跡の管理運営、公開活用を推進するにあたっては、各種の遺跡の展示のみならず、展示施設、ガイダンス施設、管理運営施設、サービス施設、便益施設（駐車場も含む）といった機能を有する施設も、適正に配置していくことが必要とされる。文化庁では、これらの施設配置について、「原則として史跡等の指定地外に建設する」³ことを基本的な考え方としており、「史跡等指定地の隣接地にこれらの施設を建設する場合には、施設が指定地内からの眺望景観や史跡等整備における全体の空間構成を著しく阻害することのないよう十分注意することが必要」³だとしている。この考え方は、地下遺構の保護や史跡指定地内の景観保全に配慮した考え方であると思われる。

そこで以前筆者は、日本国内の史跡の施設配置上の特徴を明らかにするため、各県の教育委員会を主体として事業がすすめられた文化財部局整備主導型史跡と、国土交通省や各県の都市公園部局によって

事業がすすめられた公園部局整備主導型史跡のふたつに区分して各部局へのヒアリング調査や整備計画図等の調査により、各施設の配置分析をおこなった。具体的な分析対象は、文化財部局整備主導型史跡は多賀城跡（宮城県多賀城市）、一乗谷朝倉氏遺跡、斎宮跡

第3表 日本における史跡指定地と施設配置

整備主体	遺跡名称	展示	ガイダンス	管理運営	サービス	駐車場
文化財部局	多賀城跡	●→○		●		▲
	志波城跡		●	●		▲
	一乗谷朝倉氏遺跡	●→○	●	●	●	●/▲
	斎宮跡	●	●	●	●	●
	鬼ノ城跡	○	○	○		○
	大宰府跡	●/○	●	●		▲
公園部局	三内丸山遺跡	●/○	○	○	○	○
	吉野ヶ里遺跡	○	○	○	○	○
	西都原古墳群	○	○	○	○	○
	首里城跡	●	○	○	●/○	○

注：●は史跡指定地内に配置されているもの、○は指定地外に配置されているものを示す。
 ●→○は当初は史跡指定地内に配置されたが、後に指定地外に移動されたものを示す。
 ●/○は史跡指定地および指定地外に配置されているものを示す。
 ▲は多目的広場という位置づけで史跡指定地内に配置された駐車場を示す。

(三重県多気郡明和町) など計6例、公園部局整備主導型史跡は三内丸山遺跡(青森県青森市)、吉野ヶ里遺跡(佐賀県神崎市・吉野ヶ里町) など計4例のみであったが、大きな傾向は把握することができた。その結果は、文化庁が「原則的に史跡指定地外に設置すること」としている展示施設、ガイダンス施設、管理運営施設、サービス施設、便益施設(駐車場も含む)は、文化財部局整備主導型史跡はことごとく史跡指定地内に設置しており、公園部局整備主導型史跡では文化庁の指導通りに、ほぼすべてが史跡指定地外に設置しているという点であった(第3表)⁸。

日本で文化財保護行政に携わるもののなかには、「公園」になれば過剰な施設整備によって遺跡の保存が危ぶまれる、という意見がよく聞かれるが、調査をおこなった事例に着目するかぎり、復元建物以外の施設整備を史跡指定地内でおこなっているのは、都市公園以外の史跡である。また、遺跡の社会還元という観点からも、各種施設内容の充実度は、明らかに史跡の周辺を公園として確保した公園部局整備主導型史跡の方が高い傾向にある。

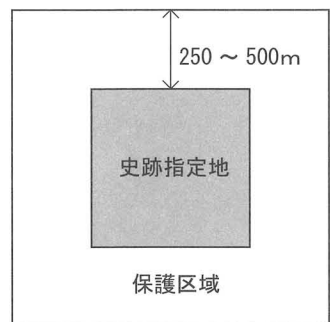
文化庁の史跡整備に関する指導方針は、史跡の「活用」を重視しつつも、指定地内には活用を目的とした施設を設けることは原則的には不可とするという一見相反した考え方があるように感じられる。ただし各地域に所在する文化財部局整備主導型史跡は、そういった厳しい制約のなかでいろいろの工夫を考案し、苦肉の策としての整備を実施して遺跡の社会的の向上のためにさまざまな活用事業をおこなっているのが現状である。

IV-2. 韓国における「保護区域」の導入

それでは、韓国ではどのようなになっているのかについて、次にみていくこととする。

韓国の史跡整備はすべてが文化財庁の主導のもとにおこなわれている。したがって日本のように、公園部局が関与して史跡地周囲を公園として公有地化した事例はない。それでは展示施設、ガイダンス施設、管理運営施設、サービス施設、便益施設(駐車場も含む)はすべて史跡指定地に設置されているのかというと、史跡周辺を「保護区域」と定め、その区域に各種施設を配置しているのである。

韓国の文化財保護法第9条には、「保護物又は保護区域の指定」が定められており、文化財庁へのヒアリング調査の結果、史跡の外周部から250~500mの範囲が、標準的な保護区域として指定されるようである(第11図)。特に駐車場は地形造成をとまなうため、すべて保護区域に設置されるのが一般的である。筆者が調査をおこなった王宮里遺跡(益山)、百済王陵苑、定林寺址(扶余)などでは、展示、ガイダンス、駐車場等の施設はすべて史跡指定地外に



第11図 保護区域の模式図



第12図 保護区域の管理運営施設
百済王陵苑・扶余



第13図 保護区域の駐車場
聖住寺址・昌原

設置されている。

このような保護区域の導入による遺跡整備は、日本の公園部局整備主導型史跡と考え方としても共通する方法であると指摘できる。

V おわりに

以上本稿では、日韓の遺跡整備について、その歴史をたどりつつ、特に建物復元の考え方や施設配置の方法について述べてきた。

文化財保護システムの史的展開については、日本の史跡名勝天然記念物保存法と朝鮮宝物古跡保存令との関係、日本の文化財保護法と韓国の文化財保護法との関係に見てとれるように、基本的には日本の文化財保護の考え方を韓国でも基調としつつ、遺跡の現状凍結保存（原形保存）からその整備復元へと、日韓両国とも共通した保護動向を辿ってきた。建物復元の考え方については、韓国では明文化された基準等が存在しないものの、復元にかかわる技術者等は法令において基準を設けていることが判明した。また、展示・管理・便益等各種施設の設置については、韓国では史跡の周辺に「保護区域」を設定し、史跡指定地内における遺跡の保護を担保しつつ、史跡指定地外の保護区域を管理・利用を支援する地区と位置付け、明確に区分した土地利用をおこなっていることが明らかとなった。

韓国での調査に多大なご協力をいただき、現地でのさまざまな便宜を図っていただいた韓国文化財庁・金哲主氏、韓国国立文化財研究所・卓京柏氏に、心よりお礼申し上げます。

註

- 1 栗野 隆「景福宮における遺跡復元の現在形」『遺跡学研究』第3号、2006年、pp. 156-157。
- 2 金哲主・卓京柏「韓日古代寺院の整備方法研究－6～8世紀の寺院を中心に－」『日韓文化財論集 I』奈良文化財研究所学報第77冊 奈良文化財研究所、2008年、pp. 363-396。
- 3 史跡等整備の在り方に関する調査検討会『史跡等整備のてびき』文化庁文化財部記念物課、2004年。
- 4 青木 豊『史跡整備と博物館』雄山閣、2000年。
- 5 高橋理喜男「太政官公園の成立とその実態」『造園雑誌』第38巻第4号、1975年、pp. 2-8。
- 6 高瀬要一「遺跡復原論」『文化財論叢Ⅱ』奈良国立文化財研究所創立40周年記念論文集 同朋舎出版、1995年、pp. 911-927。
- 7 大橋敏博「韓国における文化財保護システムの成立と展開－関野貞調査（1902年）から韓国文化財保護法制定（1962年）まで」『総合政策論集』第8号 鳥根県立大学、2004年。
- 8 栗野 隆「史跡整備と施設配置」『遺跡整備調査報告』奈良文化財研究所、2008年、pp. 110-114。

挿図出典

- 第1図 上田三平編『平城宮址調査報告』史蹟精査報告第二 内務大臣官房地理課、1926年、挿入図版第一。
- 第2図 同、図版第一。

한·일 유적 정비의 現狀
- 건물 복원과 시설 배치에 관하여 -

栗野 隆 (아와노 타카시)

요 지 일본의 유적 정비는 昭和 40년(1965년)대대 이래로 매장 문화재 보호 행정의 진전과 더불어 환경 정비라는 개념이 도입되어 유구의 평면 표시, 노출 전시, 건물 복원 등 다양한 유적 전시 방법을 바탕으로 정비사업이 진행되었다. 이러한 유적은 방문자에게는 휴식의 장소를 제공하면서 역사적 유산의 교육·학습, 유산 보호에 대한 보급·계발 기능을 갖춘 유적 박물관(사이트 뮤지엄)이라는 관점에서 계획된 것이 많다. 그러나 일본의 유적 정비 現狀은 건물 복원의 현황이나 유적 활용 방법, 관리·편의 시설의 설치 방법 등 모든 점에서는 기본적인 방침이 공유되어 있지 않아 일정 정도의 규범이 될 수 있는 개념을 정리해 놓을 요구가 있어 왔다. 이러한 일본 문화재 보호 행정이 안고 있는 여러 문제를 검토하기 위해서 본고에서는 한국의 유적 정비 현황, 특히 건물 복원의 현황과 각종 시설의 설치가 어떠한 관점에 따라 행해지고 있는지를 파악하고 일본과 한국과의 상황을 비교하였다. 조사는 주로 일본 및 한국의 문화재 관계 부처의 인터뷰에 의한 것이다.

주제어 : 유적 정비 건물 복원 시설 정비 보호 구역

Archaeological Site Presentation in Japan and Korea: Focusing on Reconstructed Buildings and Layouts of Facilities

Awano Takashi

Abstract: In Japan, archaeological site presentation has been developing since the mid-1960s, along with advances in the administration of buried cultural properties protection and the introduction of the concept of environmental management, and utilizing a variety of means for site display such as indicating the horizontal outlines of archaeological features, making open air displays, and reconstructing buildings. While offering visitors a place for recreation, plans are frequently based on the idea of having a site museum equipped for educating and learning about the historic heritage, as well as promoting the functions of enlightenment and acceptance with regard to heritage protection. But actual conditions of site management in Japan lack basic common principles with regard to various aspects, such as how buildings should be reconstructed or methods for utilizing sites, or the manner for setting up facilities for management or visitors' convenience, so it is desirable to review our thinking about certain basic standards. In order to analyze these problems in Japan's administration of cultural properties protection, this contribution assesses the current conditions of site presentation in Korea, and in particular what kinds of approaches are taken in reconstructing buildings and setting up various types of facilities, making a comparison of the situations of Japan and Korea. Investigation was made mainly through interviews with departments related to cultural properties in Japan and Korea.

Keywords: Historic sites, site presentation, reconstructing buildings, setting up of facilities, protection zones